

児童育成手当・児童扶養手当・児童手当・特別児童扶養手当の手続きはお済みですか？

区内に住所があり、つぎの児童を養育している方にそれぞれの手当が支給されます。

令和元年5月～令和2年4月まで使用（内容が変更する場合があります）

令和元.5.1作成

手 当 名		受 給 要 件	支 給 の 制 限 等	手 続 き(持参するもの)
区 制 成 度	児 童 育 成 手 当	<p>出生から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 父母が離婚した児童 ● 父または母が死亡した児童 ● 父または母が重度の障害を有する児童（身体障害者手帳1・2級） ● 父または母が生死不明である児童 ● 父または母に1年以上遺棄されている児童 ● 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ● 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ● 母が婚姻によらないで懐胎した児童 	<p>所得制限有・裏面限度額参照</p> <p>① 児童が、社会福祉施設（母子生活支援施設・保育園・通園施設等を除く）に入所しているとき</p> <p>※ 申請者が異性と同居（同居していない場合でも児童の監護・養育の状況により審査）により、<u>事実婚が認められる</u>場合は、ひとり親家庭と認定できない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者の戸籍謄本 ○ 児童の戸籍謄本 ○ 所得の確認は右の◎印による ○ 申請者名義の預金通帳 ○ 印鑑（スタンプ印不可） ○ 父または母が障害を有する場合は「身障手帳」または障害の種類・程度により所定の診断書 ○ 外国人の方は、その他要件により必要となる証明書があります
	手 当	<p>20歳未満で障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「愛の手帳」1・2・3度程度の児童 ● 「身体障害者手帳」1・2級程度の児童 ● 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の「身障手帳」か「愛の手帳」及び障害の種類・程度により所定の診断書 ○ 所得の確認は右の◎印による ○ 申請者名義の預金通帳 ○ 印鑑（スタンプ印不可）
国 制 成 度	児 童 手 当	<p>中学校第3学年修了前の児童</p> <p>※公務員の方は、原則として勤務先での申請になりますが、独立行政法人に所属される場合は、お問合せください。</p>	<p>所得制限有・裏面限度額参照</p> <p>※ 所得制限額以上も支給あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金等加入者の場合は健康保険証の写しまたは年金加入証明書 ○ 所得の確認は右の◎印による ○ 申請者名義の預金通帳 ○ 印鑑（スタンプ印不可）
	児 童 扶 養 手 当	<p>出生から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの児童（中度～愛の手帳1・2・3度程度、身体障害者手帳1・2・3級程度以上の障害のある児童の場合は20歳未満）で次のいずれかの状態にある児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 父母が離婚した児童 ● 父または母が死亡した児童 ● 父または母が重度の障害を有する児童（身体障害者手帳1・2級程度） ● 父または母が生死不明である児童 ● 父または母に1年以上遺棄されている児童 ● 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ● 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ● 母が婚姻によらないで懐胎した児童 	<p>所得制限有・裏面限度額参照</p> <p>① 児童が、社会福祉施設（母子生活支援施設・保育園・通園施設等を除く）に入所しているとき</p> <p>※ <u>事実婚（上記育成手当の支給の制限項目参照）が認められる</u>場合は、ひとり親家庭と認定できない場合があります</p> <p>② 支給開始から5年または要件該当から7年のいずれか先に経過した時点で、手当額の2分の1が支給停止される場合があります。詳しくは担当にお尋ねください。（H15.4.1 制度改正、H20.4.1 施行）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者の戸籍謄本 ○ 児童の戸籍謄本 ○ 所得の確認は右の◎印による ○ 申請者名義の預金通帳 ○ 印鑑（スタンプ印不可） ○ 父または母が障害を有する場合は所定の診断書（障害基礎年金1級受給者は年金証書の写しで可） ○ 公的年金併給者は「公的年金給付等受給証明書」等 ○ 外国人の方は、その他要件により必要となる証明書があります
	特 別 児 童 扶 養 手 当	<p>20歳未満で障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「身体障害者手帳」1・2・3級程度の児童 ● 「愛の手帳」1・2・3度程度の児童 ● 同程度の「内部障害」「精神障害」がある児童 	<p>所得制限有・裏面限度額参照</p> <p>① 児童が、社会福祉施設（母子生活支援施設・保育園・通園施設等を除く）に入所しているとき</p> <p>② 障害児が障害を支給事由とする公的年金の給付を受けているとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者の戸籍謄本 ○ 児童の戸籍謄本 ○ 児童の「身障手帳」か「愛の手帳」及び障害の種類・程度により所定の診断書 ○ 所得の確認は右の◎印による ○ 申請者名義の預金通帳 ○ 印鑑（スタンプ印不可）

※児童を養育している方が複数いる場合、主として生計を維持している程度の高い方（所得限度額計算後の額が高い方）が申請者となります。

◎ 個人番号（マイナンバー）のわかるものと本人確認書類（免許証・保険証等）をお持ちください。
 ◎ 住民票は、必要に応じて提出していただきます。（中野区外に居住する家族の住民票を含む）
 ◎ 戸籍謄本等必要な書類は申請日から逆算して、1カ月以内のものを用意してください。
 ◎ 平成三十一年一月二日以降に中野区へ転入された方は、一月一日にお住まいだった自治体へ情報連携して所得を確認します。
 ◎ 未申告の場合は申告が必要となります。
 ◎ 児童扶養手当申請において添付書類が不足している場合、書類が完備した日が受付日となりますのでご注意ください。

☆所得限度額表

◇ 事業所得者の所得＝総収入額－必要経費＋譲渡所得等

◇ 給与所得者の所得＝支払い給与の総額－給与所得控除額＋譲渡所得等

平成31年度(平成30年中所得)は令和元年6月～令和2年5月分手当に適用

扶養人数	児童手当		児童育成手当(障害手当)	
	請求者		請求者	
0人	6,220,000円		3,604,000円	
1人	6,600,000円		3,984,000円	
2人	6,980,000円		4,364,000円	
3人	7,360,000円		4,744,000円	
4人目以降	1人につき 380,000円加算		同左	

平成30年度(平成29年中所得)は

平成30年度(平成29年中所得)は

平成30年8月～令和元年10月分手当に適用

平成30年8月～令和元年7月分手当に適用

扶養人数	児童扶養手当 請求者		扶養義務者	特別児童扶養手当	
	全部支給	一部支給		請求者	扶養義務者
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円	4,596,000円	6,287,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円	4,976,000円	6,536,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円	5,356,000円	6,749,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円	5,736,000円	6,962,000円
4人目以降	1人につき 380,000円加算			同左	213,000円加算

※ 扶養義務者とは請求者(受給資格者)の民法第877条第1項に定めるものです。

(18歳以上の同居親族の所得が対象になります)

※ 養育費(前夫が母および児童に対して支払う金品等)については、その金額の80%を母の所得として加算します。(1円未満は四捨五入)

◇所得から控除する金額と所得限度額に加算する金額を計算して認定審査します。

所得から控除する金額 (請求者)					(扶養義務者)	
控除種別	児童手当	児童育成	児童扶養	特別児童	児童扶養	特別児童
社会保険相当額	80,000				80,000	
障害者・勤労学生	270,000				270,000	
特別障害者	400,000				400,000	
寡婦(みなし含む)	270,000	-----	-----	270,000	270,000	
寡婦特別(みなし含む)	350,000	-----	-----	350,000	350,000	
寡夫(みなし含む)	270,000	-----	-----	270,000	270,000	
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金	控除相当額				控除相当額	
配偶者特別	-----	控除相当額			控除相当額	
譲渡所得等特別控除	特別措置法による額				同左	

所得限度額に加算する金額 (請求者)					(扶養義務者)	
加算種別	児童手当	児童育成	児童扶養	特別児童	児童扶養	特別児童
扶養親族	所得限度額表による				所得限度額表による	
特定扶養親族1人につき	-----	250,000	150,000	250,000	-----	
70才以上同一生計配偶者	60,000	100,000			-----	
老人扶養親族1人につき	60,000	100,000			(注) 60,000	

(注)扶養親族が老人のみで2人以上いる場合には、2人目から 60,000円。(1人の場合は加算なし)

☆手当額 (月額)

手当は原則として申請のあった月の翌月分から、年3回口座振込で支給されます

児童手当	0歳～3歳未満	15,000円	
	3歳～小学生(1人目・2人目) ※1	10,000円	
	3歳～小学生(3人目以降) ※1	15,000円	
	中学生	10,000円	
	所得制限額以上(年齢関係なし)	5,000円	
育成手当	1人につき	13,500円	
障害手当	1人につき	15,500円	
児童扶養手当	全部支給	1人の場合	42,910円
		2人目の加算額	10,140円
		3人目以降の加算額 1人につき	6,080円
一部支給 ※2	1人の場合	42,900円～10,120円	
	2人目の加算額	10,130円～5,070円	
	3人目以降の加算額 1人につき	6,070円～3,040円	
特別児童扶養手当	1級認定	52,200円	
	2級認定	34,770円	

※1 養育している18歳以下(高校生以下)のお子さんの中で何人目かを数えます。

※2 一部支給金額は所得に応じて決定されます。

☆申請後の事務処理

①児童手当・児童育成手当(障害手当)

申請書受理→書類審査→認定あるいは却下通知送付

6・10・2月の12日(土日祝日の場合はその前の平日)に、前月分までがまとめて、届出の預金口座に振り込まれます。

②児童扶養手当

申請書受理→書類審査→認定あるいは却下通知送付→認定者のうち、受給者には証書を交付(中野区役所3F子ども総合相談窓口にて)

8・11・1・3月の10日(土日祝日の場合はその前の平日)に、前月分までがまとめて、届出の預金口座に振り込まれます。

※令和2年からは奇数月振込みになります。

③特別児童扶養手当(東京都で認定)

申請書受理→東京都に提出・書類審査→認定あるいは却下通知送付→認定者のうち、受給者には証書を交付(中野区役所3F子ども総合相談窓口にて)

4・8・11月の11日以降に、4月・8月は前月分まで、11月は当月分までがまとめて、届出の預金口座に振り込まれます。

※ 各手当とも振込月の中旬に通帳記入をしてご確認ください。

申請から認定までは1～2か月かかります(特別児童扶養手当は認定まで数ヶ月を要しています)。また、申請事由や添付書類によっては、さらに日数がかかる場合もあります。

《問合せ先》〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区役所児童手当・子ども医療費助成係

TEL 03-3228-8952 (直通)

令和元.5.1作成